

スペイン植民地下のキューバの法制度

吉 田 稔

目 次

- 一 スペインの植民地支配とキューバ
 - 1 植民地統治機構
 - 2 植民地立法
 - 二 憲政期の法制度
 - 1 一八二二年憲法とキューバ
 - 2 独立戦争と反乱軍憲法
 - 3 刑法、民法、商法
- ま と め

本稿の目的は一四九二年コロンブスの新大陸「発見」から一九〇一年の独立までのキューバの政治・法制度を検討することにある。この四〇〇余年は、一九世紀はじめのスペイン憲法制定により区分される。それ以前は本国の植民地機関及び立法が統治の主要な手段、法源であった。キューバは独自の政治・法制度というものを有していなかった。一九世紀に入るとフランス革命の影響を受け本国では継起的に憲法が制定されていく。また刑法、民法、商法な

どの諸法典も制定、公布された大陸法圏の一角を形成していくこととなる。そしてそれらの諸法典はキューバにも適用されるのである。他方この時期キューバにおいてはいくつもの社会・政治思想が形成され一九世紀後半になると独立運動が激化し、反乱軍は独立後のキューバ国家を構想するいくつもの反乱軍憲法を制定するのである。

一 スペインの植民地支配とキューバ

一四七九年アラゴン王国のフェルナンドとカスティーリヤ王国のイサベルは結婚し、両王国は統一する。一四九二年レコンキスタは、グラナダを奪回し、完了する。また同年コロンブスは「インディアナス」を「発見」する。一四九三年ローマ教皇は大勅書「インテル・カエテラ」を發布し、ポルトガルとカスティーリヤ両王室のため世界を二分したのである。⁽¹⁾

スペインの植民地支配は主に二つの要因によりおこなわれた。⁽²⁾一つは経済的なものであり、本国スペインの重商主義政策である。新大陸からは金、銀をはじめとする貴金属が輸出され、本国からは穀物、オリーブ類や毛織物が輸入された。そして新大陸に渡ったスペイン人に対しては「サンタ・フェ協約」⁽³⁾により土地の独占権が与えられ、「レバルトミエント」⁽⁴⁾後に「エンコミエンダ制」⁽⁵⁾が実施された。もう一つはレコンキスタ運動の延長として新大陸住民の教化ということがあった。この問題は本国において当時大きな論争をひきおこし、これに関していくつもの法律が制定された。⁽⁶⁾

政治・法制度については、当時カスティーリヤは封建的な政治構造をもつ国家から、すべての政治・行政権力が王権に集中する絶対主義国家へと移行していた。植民地にはカスティーリヤ領土の一部として、カスティーリヤの政治・法制度が移植されることとなった。

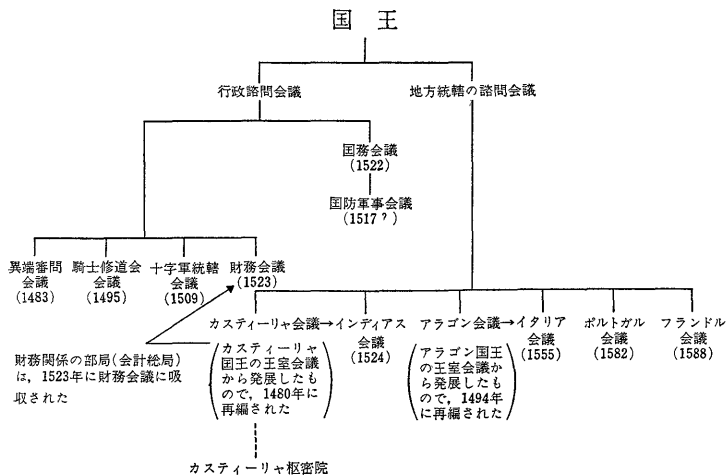
1 植民地統治機構

新大陸の支配地域は①ヌエバ・エスパーニャ副王領（一五三五年成立）②ヌエバ・グラナダ副王領（一七一七年成立）③ペルー副王領（一五四二年成立）④ラ・プラタ副王領（一七七六年成立）の四地域に及んだ。ヌエバ・エスパーニャ副王領はメキシコ・キューバ総督領とグアテマラ総督領に分かれ、キューバは前者に属した。キューバの征服は一五一一年に開始され、バラコア（一五二二年）、バヤモ（一五二三年）、サンチャゴ・デ・クレーバ（一五一四年）、ムエビタス（一五一四年）、カンステ・スピリトゥス（一五一四年）、トリニダード（一五一四年）が建設され、その他一六世紀までに四つの都市が、一七世紀には一〇の主要な都市が建設された。⁽⁷⁾

(1) 本国の植民地統治機関

通商院（Casa de Contratacion）通商関係では王室による貿易独占が意図され一四九三年カデイスが唯一の港に指定される。一五〇三年通商院が創設され独占権はセビーリヤに奪われる。当初は財務官、財務監査官、業務官の三名で構成されたが、後に首席水先案内官が増設され、航海術学校の先駆形態がつけられ、さらに郵政総監職、書記職、法律顧問職などが付け加えられた。その任務は新世界へ船舶を送り出し、移民を監督、許可、記録することであり、航海、商業、移民に関する法律の番人でもあった。また経済政策や植民地政策について、政府に助言し、新世界からの輸入品に対する関税を徴収した。さらにその権限内の問題については、刑事・民事事件に司法権を行使できた。各植民地にはこの通商院の支部がつけられた。⁽⁸⁾一五四三年通商院はセビーリヤの貿易業者の同等組合（コンスラード）の設立を認可し、以後この二つの組織が通商業務を支配した。一七九〇年自由貿易の実施に伴い廃止される。⁽⁹⁾インディアス枢機会議（Consejo Real y Supremo de las Indias）スペイン帝国の政治組織は次図のようになっ⁽¹⁰⁾ていた。植民地統治については最初はカステイリヤ会議が担当したが、植民地拡大にともない、インディアナス枢

〔スペイン帝国〕 諮問会議の組織機構



早稲田法学会誌第三十六卷(一九八六)

出所 J. H. エリオット『スペイン帝国の興亡』

機會議が一五二四年設置された。議長一名、評議員八名、国王代理の検事一名、書記二名、数学教授および宇宙形状学・曆学教授を含む中・下級官吏若干名で構成された(一六世紀には評議員の大半は聖職者であったが、一七世紀には法学者が過半数を占めた)。全員国王の指名による。週三回王室内で開催された。會議は立法権を有し、新大陸関係のすべての法令を起草し、国王の承認を得て発布したり、植民地当局が編纂した法を承認したりした。また植民地高級官吏の任命権を有し、さらに巡察吏(ビンタドル)を派遣し官吏の不正行為を監視した。司法面では植民地の裁判所から上訴された重要な民事事件、通商院司法部の民事・刑事事件の最終裁判所として機能した。またインディアスのエンコミエンダに係るすべての事案を管轄した。一八一二年カデイス議會により一時廃止され、三四年最終的に消滅した。⁽¹¹⁾

(2) 植民地行政組織⁽¹²⁾

副王(Virey) 国王の分身として植民地を治める最高権力を行使した。行政および軍事上の最高指導者で、地域立法権、下級官吏の任命権や教会に対する幅広い権限をもち、国庫収

スペイン植民地の行政区画

	区 画 名	行 政 首 長
第1区分a)	副王預 (ビレイナート)	副王 (ビレイ)
第2区分b)	副王の直轄領	副王
	総監領 (カピタニー ア・ヘネラル) 長官領 (プレシデンシア)	総監 (カピタン・ヘネラル) 長官 (プレシデンテ)
第3区分c)	辺境総督領 (アデランタ ミエント)	辺境総督 (アデランタード)
	総督領 (ゴベルナシオン) 地方 (プロビンシア)	総督 (ゴベルナドール) 地方の長 (ヘフェ・デ・ プロビンシア)
第4区分d)	代官領 (コレヒミエント)	代官 (コレヒドール)
	郡 (アルカルディー ア・マヨール)	郡奉行 (アルカルデ・ マヨール)
第5区分e)	市町村 (カビルト, あるいは アユンタミエント)	市町村長 (アルカルデ)

スペイン植民地下のキューバの法制度 (吉田 稔)

註) スペインの植民地行政は体系的な一貫性に欠けるので、必ずしもこのとおりでないことがある。下位の区分は上位の区分に含まれ、同一区分内の諸区画はほぼ同等の権限をもつものとする。a) 副王領は当初、ヌエバ・エスパーニヤとペルーの2つであったが、18世紀になってヌエバ・グラナダとラ・プラタが新たに設置された。b) ほぼこの区分内の区画ごとにアウディエンシアが設置された。c) ブルボン王朝の改革によって監察官領 (インテンデンシア) は、ほぼこの区分内の区画ごとに設置された。d) ペルーの副王領には郡はなかった。e) カビルトには市町村議会の意味もあり、その議員はレヒドールと呼ばれた。出所 F・G. ヒル『ラテン・アメリカ』

入の確保と増加、インディオの改宗化と福祉、領土の防衛に責任を負った。居住する地方では、総監、総督および首都のアウディエンシアの長官としてかなり大きな権限を行使したが、アウディエンシアが管轄する裁判には介入できず、また、他の地方の行政に対しても監視するに留まった。法令の適用にあたっては相当な自由裁量権を行使した。ところで、副王領は後に長管領や総監領に分割され、総監領は、グワテマラ(一五六〇年)、キューバ(一七六四年)、ベネズエラ(一七七七年)、チリ(一七七八年)に設置された。⁽¹³⁾ アウディエンシア (audiencia) も⁽¹⁴⁾ とも司法機関としてカステイリヤから新大陸へ移植され、次第に行政機能も付与された。副王領の中心にある

アウディエンシアは副王により統轄され当初は四名のちには八〜一〇名の聴訴官（オイドール）によって構成された。一方、地方のアウディエンシアは長官（プレシデンテ）一名と三〜五名の聴訴官によって構成され、長官はその地域の総督や総監の職務を遂行した（長官領）。官吏は国王が任命する。新大陸における最高裁判所の役割を果たし、さらに地域立法権の行使が認められた。副王や総監の諮問機関として活動し、十分の一税の徴収、教会や修道院の建設など教会に対して幅広い権限をもち、インディオの保護にもあたった。

地方行政組織 アウディエンシアの管轄区はさらに総督領、アルカルディア・マヨール、コレヒミエントに細分された。総督は国王の任命による地方行政の責任者で、征服地や未開地の辺境地方において三〜八年の任期で行政権と司法権さらに軍事権を行使した。一七世紀末、三七の地方が総督により統轄された。総督は軍事的役割を果たしていた点で、アルカルディア・マヨールやコレヒミエントと区別される。クリオーリョ（植民地生まれのスペイン人）が参加した唯一の代議機関にカビルドもしくはアუნタミエントといわれる市参事会があった。アルカルデとレヒドールそれ以外に何人かの専門官吏により構成された。裕富な土地所有者、鉱山所有者、商人などが支配し、寡頭政治がおこなわれた。それは、治安維持や公共建築物の建設と管理、共有財産（水源・牧草地、森林）の管理運営、物価、食糧、土地、市場などの経済活動をおこなった。当初は自治機能をもっていたが、やがて王権組織から発せられる法令や指示のたんなる下級機関となつていった。⁽¹⁵⁾

司法組織 高度に階層化されており、最高の上訴裁判所は国王自身（インディアナス枢機会議が代理）であり、新大陸の最高の裁判所はアウディエンシアであった。ついで下級審の裁判所として順次、総督、コレヒドール、アルカルデ・マヨール、地区判事（フエース・ロカール）があった。これらの裁判所のほかに教会、軍事、商業、関税、鉱山などを担当する特別裁判所があった。⁽¹⁶⁾

その他国王は彼の代理人の権限の乱用を防ぐため二つの方法を採用した。一つは、レジデンシア (Residencia) ビシタ (Visita) がおかれスペイン人や官吏などの不正行為を監視した。レジデンシアは官吏の任期満了時におこなわれる、公務についての司法審査手続で、特別任命された裁判官が公開の審査のために法廷を開く。また国王は特定の官吏の活動に不満の時秘密の審問のためビシタと呼ばれる特別の判事を送った。もう一つは国王への直訴という方法であった。⁽¹⁷⁾

(3) キューバの行政組織

一五一二年から一八九八年の期間の行政の長は総督であった。初代ディエゴ・ベラスケスからアドルフオ・ヒメネス・カスティリヤースまで実に一三六人の総督が統治にあたったのである。⁽¹⁸⁾ 彼らは政治、軍事の最高権力者であった。一六〇一八世紀の時期は総督の下に二つの総督府があり (ハハナ総督府とキューバ総督府) があつた。⁽¹⁹⁾

市参事会の一例としてサンチャゴ・デ・クーバをみる。市参事会は住民の選出する参事により構成され、開催中総督もしくはその代理人が出席するのが慣例であつた。しかしサンチャゴ・デ・クーバ市参事会は代理人を拒否し、独立性を要求した。また市長は市参事会が選出していたが、市長は全住民の投票によるべしとのマヌエル・デ・ロハスの主張が一五二九年の勅令により認められた。そして一五二八年には国王代訴人会議が開催され、住民の共通の利益を追求、維持するために、各都市には市参事会招集権をもつ国王代訴人をおき、この国王代訴人は毎年住民票により選出されるべきだと主張した。これはインディアナス枢機会議で支持された。しかしこの民主主義的気運はすぐ衰退しはじめ、国王代訴人会議は一五五〇年に開催されたのが最後となつた。一六二九年になると市参事会は土地分与の権能まで失なう。⁽²⁰⁾

司法制度は四審制で、一審は市町村長 (alcaldes ordinarios) にあり、控訴は市参事会になされた。その上級審は

法の源である国王の代理人たる総督であった。さらに最上位には一七九七年設立したプエルト・プリンシィペ裁判所(二つの法廷と新しい判事により構成)があった。司法手続は民事、刑事とも同一であった。また一七八四年の国王令(Real Orden)は、キューバ人が弁護士になることを禁止した。⁽²¹⁾

2 植民地立法

植民地は王室の独占するところであり、領地は国王に帰属し、その管理は国王の専断的権利であり通商院、インディアナス枢機会議を通じておこなっていたことは前述の通りである。法として考えられるものには次の形式があった。国王の命令(royal cédulas)、『勅令(ordenamientos, pragmáticas)』、『規則(reglamentos)』、『決定(resolutions)』、『判決(autos acordados)』、『決裁(decretos)』、『アウディエンスによる決定(provisiones)』、『書翰(carta abierta)』、『⁽²²⁾』などがある。そして立法のほとんどは公法であり、特に政治、行政、刑事に関することである。次に主な法令をあげる。いずれも植民地統治に極めて重要なものであった。

ブルゴス法(Ley de Burgos) 当代随一の法学者フワン・ロペス・デ・パラシオス・ルビオスが国王フェルナンドの要請で編纂する。一五二二年二月二七日制定、三〇条からなる最初の植民地法であり、一五一三年七月二八日数ヶ条の補足が付され発布される。それは催告(レケリミエント)の手続を規定した。インディオの自由および人間として扱われる権利を認めたが、インディオの改宗を実現するには強制が必要でありスペイン人のすぐ側におくこと、エンコミエンダ制はローマ教皇の恩寵と贈与にかんがみ、また神の法と人定の法に一致しているから本質的に正しいものであるとした。同時にエンコメンデーロの数多くの義務も規定した。しかし規定の多くは実施されなかった。⁽²³⁾

新法(Nuevas Leyes) エンコミエンダ制の是非について論争が展開されてきたが、一五四二年一月二〇日、カ

ルロス五世は『インディアスの統治並びにインディオに対する正しい扱いとその保護を目的として、国王陛下が新しく制定された法令』を裁可した。インディアナス枢機会議の役割を規定した条文を含み、インディオに関する命令が内容となる。植民者がインディオの意志に反し荷物を運搬させたり、真珠を採取させることを禁止し、これに反した時インディオを副王、総督、他の高官からとり上げる（第二六条）、ペルーにおけるピサロとアルマグロの戦闘に関係した指導者からインディオを取り上げる（第二九条）売買、交換などにより、インディオを奴隷化してはならない（第三〇条）、以後いかなる人物にもエンコミエンダは授与されず、現在エンコミエンダを所有する者が死亡した場合、そのインディオは王室に帰属する（第三五条）などが規定された。しかし植民地のスペイン人らの抵抗により、四五年一〇月二〇日カルロス五世は新法の中核第三五条を撤回するのである。⁽²⁴⁾

インディアス法令集成 (Recopilacion de Leyes de los Reynos de Indias) スペイン本国では法の統一をめざして一五六七年スペイン新法令集成 (Nueva Recopilación de Leyes de España) が公布される。本法に規定なき場合にはアルカラの勅令 (Ordenamiento de Alcalá 1348)、『トロの法令集 (Leyes de Toro 1505)』、『トーニシール・フホス (municipal fueros)』、『フエロ・リアル (Fuero Real)』、『フエロ・ジュゴ (Fuero Juzgo)』、『七部法典 (Siete Partidas)』などが参酌された。次いで一八〇五年にはスペイン最新法令集成 (Novísima Recopilacion de los Leyes de España) が公布された。他方、植民地支配の当初から植民地統治のための法令を編集することは急務であった。法典編纂の仕事のはじめたものは一五四三年アルラカで出版された法令集であった。それはメキシコのアウディエンシアのための勅令を集めたものである。一五五二年にはリマのアウディエンシアの統治のための法令集が作成された。またヴァスコ・デ・プガは一五六三年にメキシコのアウディエンシアの権限内の文書を集める。それには一五二五〜六三年の新大陸に関する勅許 (cedulas) や法律が含まれている。その後ファン・デ・オバンド、ア

ロンソ・デ・ゾリータ、デイエゴ・デ・エンシーナス、デイエゴ・デ・ゾリータ、エルナンド・デ・ビラゴメス、ロドリゴ・デ・アギラール・イ・アクーニャ、アントニオ・デ・レオン・ピネロなどが編纂に携わったのである。ついに一六八〇年五月一八日インディアス法令集成が公布される。それは約四〇万の勅許、決定、判決、書翰などを九巻に分け、二一八の章と六三七七の法律を含むものであった。第一巻は教会法にあてられ、第七巻は善良なる行為及び誠実な生活についての規則など倫理的なものであった。⁽²⁶⁾

このようなわけで植民地の法的処分の有効性の決定は複雑なものがあつた。すなわち、一五〇五年以前はアルカラの勅令により、一五〇五年から一五六七年の期間はトロの法律を適用し、次にアルカラの勅令を適用した。一五六七年から一八〇五年の期間はスペイン新法令集成が主に援用され、次にトロの法律そしてアルカラの勅令を援用した。一八〇五年以後の主要な法源はスペイン最新法令集成であつた。ところが新世界の法律家、裁判官には事態はさらに複雑であつた。それは彼らはまずインディアスに関する特別立法にある規定を見つけ、さらにカステイリヤの法律の規定を参酌しなければならなかつた。というのはインディアス法令集成第二巻第一部法律第四〇号は、どんなスペインの命令も勅許により適用されるか又はインディアナス枢機会議により認可されるのでなければ適用できないと規定したからである。⁽²⁶⁾

この時期の法制度を概括すると次のようにいえる。キューバは独自の政治、法制度を持たず（キューバのインディアオに土着の法はない）、スペインの植民地としての地位を長く維持した。従つてスペインの政治、法制度（これ自体長い伝統をもつ）が移植された。次第に植民地のためのさまざまな形式の法が制定され、法令集も編纂されていく。しかしこれはあくまでも植民地支配のためであり、植民地の権限は限られたものであつた。キューバでは総督が大き

な権力をもった。キューバにはペニンシュラール(本国生まれのスペイン人)、クリオーリョ、インディオ、黒人奴隷が社会層としてあったが法は前二者のためのものであった。ペニンシュラールとクリオーリョの対立は後の独立戦争の一大要因となっていく。

- (1) マリアンヌ・マンヒロ『イスパノアメリカの征服』(白水社)一九八四年、七頁。
- (2) 西川大二郎『ラテンアメリカの民族主義』(三省堂)一九七二年。
- (3) コロンブスはカトリック両王と交したこの協定により発見地およびそれ以後発見される土地全域に対する独占権が与えられる。この種の協定では、君主は隊長に新世界探検の許可を与え、隊長は諸費用を負担し、王室官吏を同行しなければならなかった。官吏たちは上陸する海岸に対してカステイロヤ国王が支配権を有することを法的に認め、記録する任務を負った。発見される財宝および物々交換もしくは他の方法で手に入れた貴金属は、その五分の一(キント)が国王の取り分とされた。マリアンヌ・マンヒロ前掲書二二頁。
- (4) 土地と原住民を経営者に分割し、原住民の強制労働と貢納を取奪することでプランテーションをおこなう。前掲書九二頁。
- (5) 新世界は本来王室のものであり、臣下に一定の土地と原住民を委託する。エンコマンデロ(エンコミエンダの所有者)は原住民と財産を保護、教化する責任を負う。他方インディオは労役を提供する。初めは一世代限りであったが一五三六年二世代所有令が發布される。J・H・エリオット『スペイン帝国の興亡』(岩波書店)一九八二年六七頁〜七四頁。ルイス・ハンケ『スペインの新大陸征服』(平凡社)一九七九年一三二頁〜一三七頁。キューバには一五二二年当時一九名のエンコマンデロがあり、二七八一名のエンコマンダーがいた(一人三〇名〜三〇七名を所有する)° Susan Schroeder, Cuba: A Handbook of Historical Statistics. Library of Congress Cataloging in Publication Data 1982 pp. 39.
- (6) ラス・カサス『インディアスの破壊についての簡潔な報告』(岩波文庫)一九七六年は、キューバ島のインディオの全滅について報告している。四〇頁〜四四頁。『大航海時代叢書II期——インディアナス史一・二』一九八一年・一九八三年、N・ワシユテル『敗者の想像力』(岩波書店)一九八四年、石原保徳『インディアナスの発見』(田畑書店)一九八〇年を参照のこと。
- (7) Reseña histórico-geografica de Cuba. Instituto Cubano de Geodesia y Cartografía 1978 pag. 18.
- (8) E・ウイリアムズ『コロンブスからカストロまで』(岩波現代選書)一九七八年四六頁〜四八頁。

- (9) 増田義郎、山田善郎、染田秀藤編『ラテンアメリカ世界』（世界思想社）一九八四年四二頁。
- (10) J・H・エリオット前掲書一八八頁。なお「インディアス会議」は本稿では「インディアス枢機会議」とした。
- (11) E・ウイリアムズ前掲書五六頁〜五七頁。増田義郎他編前掲書三四頁〜三五頁。Kenneth L. Karst, Keith S. Rosenm, Law and Development in Latin America. University of California Press Berkeley Los Angeles London 1975 pp. 37-38.
- (12) 表の出典は、F・G・ヒル『ラテンアメリカ』（東大出版会）一九七一年一六頁。
- (13) 増田義郎他編前掲書三七頁〜三八頁。『ラテン・アメリカ事典』（ラテン・アメリカ協会）一九六八年二三頁。
- (14) マウゼイエンシニアは、メキシコ市（一五二八年）、パナマ（一五三八年）、リマ（一五四二年）、タマタマラ（一五四二年）、マニエ、ガリシア（一五四八年）、ボニター（一五四九年）、チャルカス（一五五九年）、キト（一五六三年）、サンティアゴ（チリ）一五六三—一七三年・一六〇六年復活、ブエノスアイレス（一六六一—一七二二年・一七七六年復活）、カラカス（一七八六年）、タヌコ（一七八七年）に設置。一九世紀独立共和国の中核となる。
- (15) 増田義郎他編前掲書三九—四一頁、F・G・ヒル前掲書二二—二三頁。
- (16) H・G・ヒル前掲書二〇頁。
- (17) Kenneth L. Karst, Keith S. Rosenm, spura note 11 pp. 39-40
- (18) Susan Schroeder, spura note 5 pp. 503-505
- (19) 当初キューバ中央部の一地域はどちらにも属していなかったが、一六二二年ハバナ総督府に属することになる。Resena histórico-geográfica de Cuba, supra note.
- (20) E・ウイリアムズ前掲書六一頁—七一頁。
- (21) Ramon Infiesta, Historia Constitucional de Cuba. Cultural. S.A. Habana Cuba 1951 pag. 327-330.
- (22) John Thomas Vance, The Background of Hispanic-American Law. Hyperion Press Inc. pag. 131.
- (23) 催告とは、公訴人が遠征隊に同行し原住民に出合おうと、彼らに向かってカスティリーヤ国王の支配権を認めキリスト教を説くため彼らの土地に入ることを許可するよう要求することである。マリファンス・マンロ前掲書二八頁、ルイス・ハンケ前掲書四六一—五五頁。
- (24) John Thomas Vance, supra note 22 pp. 139-153. ルイス・ハンケ前掲書第七章。
- (25) John Thomas Vance, supra note 22 pp. 153-167.

二 憲政期の法制度

一九世紀に入り、キューバがスペインから独立するまでに本国では一八一二年憲法（カデイス憲法）、一八三七年憲法、一八四五年憲法、一八六七年憲法、一八七六年憲法が制定、公布される。これらの憲法は、本国の政変の中からも生みだされたものであるが、これらは植民地にも適用されるものであった。他方独立運動の過程でキューバにおいても反乱軍は、独立後の国家を構想するいくつかの憲法を採択していく。さらに一九世紀末になると本国では刑法、民法、商法、訴訟法などが制定され、それはすぐキューバにも適用されていくのである。ここではこれらの憲法、法律の制定過程及びその内容について検討する。

1 一八一二年憲法とキューバ

一九世紀に本国で制定された憲法の中で、基本となりまたキューバに影響を及ぼした憲法は一八一二年憲法である。これによりキューバの国家、法制度の基礎がつくられたのであり、この憲法を中心に検討する。ところで一八一二年憲法以前にバイヨンヌ憲法がある。これはスペインでは最初の憲法とはみなされていないが、憲法思想史上重要ともわれるので若干コメントをする。反乱軍憲法についてはキューバ最初の憲法と位置づけられており、極めて簡単なものもあるが、その政治、法思想上の意義は大きい。¹⁾

一八〇八年憲法（バイヨンヌ憲法）全文一四六条

スペイン植民地下のキューバの法制度（吉田稔）

一七八九年フランス革命が勃発し、九三年フランス革命政府はスペインに宣戦する。ナポレオンは一八〇八年兄ジョゼフ・ボナパルトをスペイン国王とし、バイヨンヌにクルテス（国会）を召集した。一五〇名の議員中、官僚貴族、上層ブルジョアジー九一名が出席し、バイヨンヌ憲法を制定した。⁽²⁾ 編成は次の通り。⁽³⁾

前文

第一編 宗教（第一条）

第二編 王位継承（第二条―第七条）

第三節 摂政（第八条―第二〇条）

第四編 王室の歳入（第二一条―第二四条）

第五編 王室事務（第二五条―第二六条）

第六編 閣僚（第二七条―第三一条）

第七節 元老院（第三二条―第三一条）

第八編 諮問会議（第五二条―第六〇条）

第九編 国会（第六一条―第八六条）

第一〇編 スペイン王国領及びアメリカ・アジアの諸地域（第八七条―第九五条）

第一一編 司法秩序（第九六条―第一一四条）

第一二編 財政（第一一五条―第一二三条）

第一三編 一般規定（第一二四条―第一四六条）

植民地について大きな関心が示され次の規定をおく。インディアナス担当の大臣をおくこと（第二七条）、諮問会

議にインディアナス会議をおくこと（第五二条）、インディアナス会議には六名のインディアナスからの代表を参加させること（第五五条）、国会にインディアナスからの代表を送ること（第六四条第一項、第九一条、第九二条）、スペイン王国領及びアメリカ・アジアの諸地域は本国と同一の権利を有すること（第八七条）、同一の刑事・民事法典を適用すること（第九六条）、インディアナスの裁判官を登用すること（第一〇一条）などである。

全体的にみればこの憲法はフランス軍によって押しつけられたものであり、その諸規定はフランス帝制の一八〇四年憲法を大幅に模したものであった。だが実際上は適用されることがなかった。

一八一二年憲法（カデイス憲法）全文三八四條

ナポレオンの支配に抵抗する人民はコルテスを一八一〇年九月二四日カデイスに開催した。本国からは二八〇名、新大陸からは二八名（キューバから二名）の代表が選出された。多数派自由主義者は一四名から成る憲法起草委員会を指名した。憲法草案は一八一一年八月一八日〜二月二六日の間コルテスで討議され、一八一二年三月一八日公布される。なおこの憲法は一八一二年〜一四年・二〇年〜二三年の間効力を有した。編成は次の通り。

前文

第一編 スペイン国家及びスペイン人

第一章 スペイン国家（第一条―第四条）

第二章 スペイン人（第五条―第九条）

第二編 スペインの領土、宗教、政府及びスペイン市民

第一章 スペインの領土（第一〇条―第一一条）

第二章 宗教（第一二条）

第三章 政府（第一三条―第一七条）

第四章 スペイン市民（第一八条―第二六条）

第三編 国会

第一章 国会の組織方法（第二七条―第三三条）

第二章 国会の代議員の選出（第三四条）

第三章 教区選挙集会（第三五条―第五八条）

第四章 地区選挙集会（第五九条―第七七条）

第五章 州選挙集会（第七八条―第一〇三条）

第六章 国会の会期（第一〇四条―第一三〇条）

第七章 国会の権限（第一三一条）

第八章 立法及び国王の認可（第一三二条―第一五三条）

第九章 法律の公布（第一五四条―第一五六条）

第一〇章 常会（第一五七条―第一六〇条）

第十一章 臨時国会（第一六一條―第一六七条）

第四編 国王

第一章 国王の不可侵性及びその権限（第一六八条―第一七三条）

第二章 王位継承（第一七四條―第一八四條）

第三章 国王の未成年と摂政（第一八五條―第二〇〇條）

第四章 王室及びアストリア王子の承認(第二〇一条―第二二二条)

第五章 王室の歳入(第二二三条―第二二二条)

第六章 閣僚(第二二二条―第二三〇条)

第七章 諮問会議(第二三一条―第二四一条)

第五編 裁判所及び民事・刑事裁判

第一章 裁判所(第二四二条―第二七九条)

第二章 民事裁判(第二八〇条―第二八五条)

第三章 刑事裁判(第二八六条―第三〇八条)

第六編 州及び市町村行政

第一章 市町村議會(第三〇九条―第三二三条)

第二章 州行政及び州議會(第三二四条―第三三七条)

第七編 租税

第一章 (第三三八条―第三五五条)

第八編 国の軍事力

第一章 常備軍(第三五六条―第三六一一条)

第二章 国民軍(第三六二条―第三六五条)

第九編 公教育

第一章 (第三六六条―第三七一条)

スペイン植民地下のキューバの法制度(吉田稔)

第一〇編 憲法の遵守と改正手続

（第三七二条―第三八四条）

第一編は、スペインは自由で独立である（第二二条）、主権は国民にあり、基本法の制定権は国民に属する（第三二条）を規定する。第二編は、キューバはスペイン領土の一部を構成する（第一〇条）、ローマ・カトリックが国教である。（第二二条）、政体は制限された世襲君主政体である（第一四二条）、立法権は国会と国王に属する（第一五二条）、行政権は国王に属する（第一六二条）、司法権は裁判所に属する（第一七二条）を規定する。第三編は、コルテスは一院制である（第二七二条）、七万人に一人の割合で代議員が選出される（第三一一条）、代議員は教区↓地区↓州の三段階の間接選挙で選出される（第三五二条―第三〇三二条）、代議員は法案を国会に提出することができる（第三三二条）、国会は法案を投票により可決又は否決する（第三三九二条）、国王は法律を認可又は拒否することができる（第三四二条―第一四五二条）を規定する。第四編は、女子の王位継承権を認める（第一七四二条）、海外州担当の大臣をおく（第三二二二条）を規定する。第五編は、司法権は裁判所に属する（第二四二二条）、罪刑法定主義（第二四七二条）、三審制・地区↓アウディエンスシア↓最高裁判所（第二六一二条―第二七九二条）、人身の保護（第二八六二条―第三〇八二条）を規定する。

この憲法はフランスの一七九一年憲法を模範としている。スペインはこの憲法により立憲君主制国家になり、国家組織では三権分立を形式的に採用するが、権力は実質的には国王に集中していた。近代市民革命の影響を受け基本的人権に関する規定を若干もつが、その内容のほとんどは国家組織に関することであつた。植民地に関する規定も設け、これにより法的には植民地の地位は本国と同一になつた。

キューバは本憲法の発効により、行政区画として三つの州（オリエント州、セントラル州、オクシデンタル州）に区分された。だがその政府機関及び議員は財政の管理、公務の監督という限られた権限を享受したにすぎなかつた。

またキューバは国会に代議員を選出する権利を持った。この権利も人口調査、選挙人名簿の不備、交通の困難さ、経済資源の絶対的不足という状況の下では十分に行使することはできなかった。司法ではキューバの軍事裁判権は排除され、従来と比べ政治政度上際立った変化はなかった。教会は伝統的権利を保持し、総督は軍事を掌握し最高の政治権力者であり、商事は領事裁判所 (Tribunal del Consulado) が管轄し、財務は総監裁判所 (Tribunal de Superintendencia) と上級の財政裁判所 (Contentioso de Hacienda) が管轄した。その他下級の行政機関、タバコ監理局、海軍司令部、勘定裁判所そして技師、砲兵隊、侍医団、国営会社の諸裁判所があった。

その後本国スペインでは四つの憲法が一九世紀に制定される⁽⁴⁾。それは政変の過程で制定されたもので政治の指導権を誰が掌握するかで異なったものであった。例えば二院制の採用、基本的人権の拡大、信教の自由(政教分離)、国王の権限、選挙制度等、しかしキューバに関していえば事態を根本的に変えるものではなかった。当時キューバには三つの主要な問題があった。本国からの分離を含めた自由と平等の権利めぐり、奴隷制度を維持するか廃止するかという問題そして貿易独占の是非と改革の必要という問題であった。これらの問題をめぐり、政治理念として改良主義、自治主義、分離主義、併合主義の諸潮流が現われる⁽⁵⁾。そして歴史の指導権を握ったのは分離主義の運動であった。

2 独立戦争と反乱軍憲法

一八六八年一〇月一〇日製糖工場の所有者カルロス・マヌエル、デ・セスベデスと大地主フランシスコ・ビスンテ・アギエラは指導者として独立宣言を発表し、第一次独立戦争は開始された。ヤラ、ヒグアニ、バマモで勝利をおさめ、カマガイへと進んだ。六九年二月奴隷制度を廃止し⁽⁶⁾、四月にはガイマロで集会がもたれ、憲法が制定された⁽⁷⁾。

セスペデスは大統領、アギレラは軍事顧問、ケサーダは軍指令官になった。しかしスペイン軍の反乱あるいは内紛により戦争は一万二千人の死者をもつて幕を閉じた。⁸⁾

ガイマロ (Guáimaro) 憲法（一八六九年四月一〇日）全文二九条

立法権は人民代表議会に属する（第一条）、議会には四州（オリエンテ、カマグアイ、ラス・ビラス、オクシデンテ）からの代表が等しく参加する（第二条、第三条）、代表議会は、大統領、総司令官その他各部門の長を任命する（第七条）、行政権は大統領に属する（第一六条）、司法権は独立であり、法律により組織される（第二二条）、共和国のすべての住民は完全に自由である（第二四條）、議会は信教、出版、平穩な集会、教育及び請願の自由並びに人民の譲ることのできない権利を侵すことはできない（第二八條）などを規定する。

ここで注目すべきことは第一に、三権分立の基本的な統治システムが構想されたことであり、最高国家権力は人民代表議会が行使することである。第二に、独立国家の政体として共和制を採用することにより、スペイン植民地下の王制と決別することである。さらに第三に、二八條にみられるように近代法を特色づける基本的権利を保障する条文をもったことである。これらは独立戦争の精神をも体現するものであった。

一八七六年マルティネス・カンポス將軍が戦争終結のためキューバに派遣された。かれは一八七八年二月一九日反乱軍との間にサンホン条約⁹⁾を締結し戦争は終結した。しかしアントニオ・マセオは条約を拒否しオリエンテで抵抗を継続した。ガイマロ憲法の失効に代わり、フェルナンド・フィゲラードは一八七八年三月バラグアで憲法を公布する。

バラグア (Baragua) 憲法（一八七八年三月二三日）全文五条

革命は四名で構成する州政府により統轄され、州政府は軍総指令官を任命する（第一条、第二条）、人民の了解、

同意なしにスペイン政府により和平を達成することはできない(第四条)を規定する。独立戦争への固い決意を示すものであった。

一八九二年ホセ・マルティはニューヨークでキューバ革命党を結成⁽¹⁰⁾、九五年二月マクシム・ゴメス、アントニオ・マセオらと協力しキューバ東部に上陸し、ここに第二次独立戦争は開始される。三月二五日モンテクリスト宣言を發し⁽¹¹⁾、五月マルティ、ゴメス、マセオは会合をもち、秋に憲法制定会議を召集することを決定した。九月反乱軍代表二〇名が参加し憲法制定会議が開かれ、ヒマグアユ憲法が制定される。

ヒマグアユ (Jimaguayú) 憲法 (一八九五年九月一六日) 全文二四條

軍事、内政、外交及び財政遂行の権限は閣僚會議(大統領、副大統領、四名の大臣で構成)に属する(第一条)、行政権は大統領に属する(第七条)、共和国のすべての軍隊及び戦闘計画は総司令官の指揮下にある(第一七條)、すべてのキューバ人は能力に従い身体、財産によつて革命に奉仕しなければならない(第一九條)、司法権は他の国家机关から独立している(第二三條)、憲法は二年間に限り有効であり、この期間がすぎれば憲法改正及び新内閣選出のために代表者會議が召集される(第二四條)を規定する。

政府形態として、大統領を含む特殊な内閣制をとり、権力は大統領と総司令官に二分されている。市民の権利については規定はなく第一九條に義務だけを規定する。第二四條にあるように暫定的は憲法であつたからであろう。

ヒマグアユ憲法第二四條にもとづき代表者會議が一八九七年一〇月に開催された。反乱軍支配地域のすべての法律家の助言を得、ラ・ヤヤで憲法が制定される。

ラ・ヤヤ (La Yaya) 憲法 (一八九七年一〇月二九日) 全文四八條、編成は次の通り。

前文

第一編 領土及び国籍（第一条―第四条）

第二編 個人的及び政治的権利（第四条―第一四条）

第三編 共和国政府（第一条―第三七条）

第一章 公的権力

第二章 閣僚會議

第三章 共和国の大統領と副大統領

第四章 國務大臣

第四編 代表議會（第三八条―第四五条）

第五編 一般規定（第四六条―第四八条）

第一編は、キューバ共和国はキューバ島及び隣接する島嶼を含む（第一条）、すべてのキューバ人は祖国に奉仕する義務があり、軍隊に服務する（第三条）を規定する。第二編は、法定手続の保障（第四条）、通信の秘密（第五条）、信教の自由（第六条）、教育の自由（第八条）、請願権（第九条）、選挙権（第一〇条）、住居の不可侵（第一条、第一二条）、結社の自由（第一三条）を規定する。第三編は、行政権は閣僚會議（大統領、副大統領及び軍事・財政・外交・内政担当の四名の大臣で構成）に属する（第一五条）、大統領は閣僚會議の議長であり、共和国を代表する（第二七条、第二八条）、各國務大臣はその管掌する事務に対して排他的権限を有する（第三〇条）を規定する。第四編は、代表議會が二年後に召集され、新憲法を採択もしくは改正する（第三八条）、スペインとの講和条約が締結されるなら、条約を批准するための議會が召集される（第四〇条）、議會は他の法令を承認しない限り、憲法及び現行法規の効力を認める（第四三条）を規定する。第五編は、外国との債務、賠償について規定する（第四六条、第

四七条)。

この憲法はそれまでの反乱軍憲法の中で最も詳細であり、編別構成をもっている点でも特徴的である。これまでの憲法は執行権力に関する規定が中心であったが、領土、国籍、基本権、代表議会についても比較的詳しく規定している。注目すべきは、領土、国籍、基本権の規定が、国家組織の前におかれていることであり、近代憲法の基本的編成と同一であり、これはその後のキューバ憲法の原型となっていくことである。ただ第四〇条、第四一条、第四七条の規定にみられるように、スペインからの独立の暁には、真の制憲議会が召集され、新憲法が制定されることが予想されていた。

以上述べた反乱軍憲法の共通性は次の点にある。第一に、独立戦争の過程で制定され、独立後の真の憲法の制定を目指した暫定的なものであり、極めて簡単なものであり体系性に乏しい。一種の「独立宣言書」的な色彩が強い。第二にその内容は近代市民革命あるいは他の諸国の独立の経験から影響を受けたものとなっている。特にフランス憲法、アメリカ憲法の影響が強い。共和制の樹立、三権分立、大統領制、人権規定など。第三に反乱軍憲法の精神は四〇〇余年にわたるスペイン植民地支配からの離脱を告げ、来たるべき独立共和国の中核的精神を形成し、その後のキューバの歴史に重大な影響を与えていくのである。

3 刑法、民法、商法⁽¹²⁾

これらの諸法典については、植民地キューバにはスペインの諸法典が拡張適用された。それはいずれも一九世紀末であり、スペイン本国での法制度の変化、発展に依存するものである。

刑法は、一八七〇年六月一八日のスペイン刑法⁽¹³⁾が、七九年五月二三日の国王令 (Real Decreto) によりキューバに

効力を有することになる。⁽¹⁴⁾ 刑事訴訟法については、前述のフェロ・フスゴ、フェロ・レアル、七部法典の第二部があり、一八二二年憲法下では Reglamento Provincial para la Administración de Justicia de 26 de Septiembre 1835 があった。一八七二年二月二日に刑事訴訟法 (La Ley de Enjuiciamiento Criminal) が制定され、八八年一〇月の国王令によりキューバ及びプエルトリコに拡張適用され、八九年一月一日発効する。⁽¹⁵⁾

民法は、一八一四年頃から編纂作業が始められ、四三年には法典編纂委員会が創設された（四六年廃止）。七五年の国王令は法典編纂委員会の新委員を選出した。八一年の国王令は司法大臣に「民法典の基礎に関する法律」を提出する権限を与えた。そして法案は八八年一月国会により採択された。八九年七月三十一日の国王令はこれをキューバに拡張適用し、十一月五日発効する。⁽¹⁶⁾ 民事訴訟法については、本国では一八八〇年六月二日民事訴訟法改正の基礎についての法律が出され、八一年二月三日民事訴訟法 (La Ley de Enjuiciamiento Civil) が公布される。⁽¹⁷⁾

商法は、一八八五年八月二二日公布され、八六年一月一日に施行された。八六年一月二八日の国王令により、本法は五月一日よりキューバに発効する。⁽¹⁸⁾ この法典は一八二九年のサインス法典に代わる二番目のものである。⁽¹⁹⁾

以上の諸法典について次のことがいえる。独立前のキューバでは独自の刑法、民法、商法等を制定する動きはなく、スペイン本国の諸法典が拡張適用されたということである。独立後もこれらの諸法典は廃止されることなく効力を維持していく。次に内容的にみればこれらの諸法典はフランス法の影響を強く受けている。すなわち刑法は一八一〇年ナポレオン刑法典、民法は一八〇四年ナポレオン法典、商法は一八〇七年法典をモデルとしているのである。

まとめ

ここでスペイン植民地下のキューバの法制度についてまとめしておく。

①スペイン人のキューバへの侵入によりキューバ島の原住民は全滅させられた。スペインの政治、法制度はそのままキューバに移植された。これに対抗する原住民の政治、法制度というものは存在せず慣習法といったものも問題になりえなかった。

②スペイン人移住後のキューバには完結した政治・法制度はなくヌエバ・エスパニーヤ副王領の一地域として立法上、行政上、司法上限られた権限しか有していなかった。本国の植民地機関、法律が最高のものであった。一八一二年憲法の制定によりキューバはスペイン領土の一部を構成するものとなり、国会に代議員を選出する権利を獲得することになる。しかしキューバにおいては本国との関係において依然植民地キューバの権利が制限された。

③独立戦争の過程で反乱軍憲法が制定されるが、その内容は近代政治思想およびフランス人権宣言・憲法、アメリカ憲法の影響を受けたものであった。刊・民・商法典はスペイン本国で一九世紀末制定され、それはすぐキューバに適用されていく。これらの法典もフランスの諸法典をモデルとしたものであった。これは主に本国におけるフランスとの関係によるものであり、またキューバの独立が他のラテンアメリカ諸国（一八一〇年〜二六年）かけキューバとプエルトリコを除き独立）より遅れたことも原因の一つであった。

このスペイン植民地下のキューバの法制度は、米西戦争勃発、パリ条約批准、制憲会議の召集、一九〇一年憲法の制定、独立の達成、アメリカの介入をへて、「アメリカ支配下のキューバ共和国の法制度」へと転換していくのである。

(1) キューバ憲法史の概略については拙稿「キューバ憲法の史的展開——一九四〇年憲法と一九七六年憲法を中心として——」『比較法研究』第四〇号、「キューバ共和国憲法」『比較法学』第一六卷一号を参照。

- (2) この時期のスペイン史についてに井上幸治編『南欧史』（山川出版社）一九七八年第四章・第五章を参照。スペイン憲法史の概略については、『スペインハンドブック』（三省堂）一九八二年四四六頁―四九九頁、大西邦敏監修・比較憲法研究会編『世界の憲法』（成文堂）一九七一年一七七頁―一八二頁参照。
- (3) スペイン憲法の出典としては次のものが挙げられる。Arnold R. Verdun, *MANUAL OF SPANISH CONSTITUTIONS* 1808-1931 *TRANSLATION AND INTRODUCTIONS*, University Lithoprinters 1941 スペイン行政法の歴史と最近若干の紹介がある。雄川一郎他編『現代行政法体系Ⅰ』（有斐閣）一九八三年所収植村栄治論文
- (4) 編成は次の通り。
- 一八三七年憲法（一八三七年六月一八日公布）全文七七条追加二条。前文 第一編スペイン人 第二編国会 第三編元老院 第四編代表議会
第五編国会の会期及び権限 第六編国王 第七編王位継承 第八編国王の未成年及び摂政 第九章閣僚 第一〇章司法権 第一一章州議会及び市町村議会 第一二編租税 第一三編國家の軍事力
- 一八四五年憲法（一八四五年五月二三日公布）全文八〇条。三七年憲法と同一の編成。
- 一八六九年憲法（一八六九年六月六日公布）全文一一二条追加二条。前文 第一編スペイン人と諸権利 第二編公権力 第三編立法権 第四編国王 第五編王位継承と王國の摂政 第六編閣僚 第七編司法権 第八編州議会及び都市議会 第九章租税及び軍事力 第一〇編海外の諸州
- 第一編憲法改正
- 一八七六年憲法（一八七六年六月三〇日公布）全文八八条。前文 第一編スペイン人及び諸権利 第二編国会 第三編元老院 第四編代表議会 第五編国会の会期と権限 第六編国王及び閣僚 第七編王位継承 第八編国王の未成年及び摂政 第九編司法 第一〇編州議会及び市町村議会 第一編租税 第二編軍事力 第三編海外州の政府
- (5) 改良主義 (El reformismo) は植民地の現実に対して現状維持を前提とし、必要な改善を行なうことを本国政府に期待する。自治主義 (El autonomismo) は本国の統治と監視の下に特定の問題についてキューバ人に決定する権限を与えることを要求する。分離主義 (El separatismo) は植民地の危機を解決するためには、将来の政治の決定権を次の世代に譲渡すること（独立）を主張する。併合主義 (El anexionismo) は本国に依存せず、アメリカとの併合により自由や経済的利益を得ることを期待する。
- (6) キューバでは「奴隸解放令」は一八八〇年に布告される。カリブ海全域から奴隸制がなくなるのは一八八六年である。E・ウイリアムズ前掲書三二頁、四三頁。なお、奴隸制度全般についてはR・メジャフエ『ラテンアメリカと奴隸制』（岩波現代選書）一九七九年、キューバの奴隸制

度の実態は Susan Schroeder, *ibidem* が詳し。

(7) 反乱軍憲法の出典は Ramon Infesta *ibidem* 244。

(8) ジャン・ラモール『キューバ』(白水社)一九七三年第二章「アルマンド・ヒメネス『キューバ革命への道』(三一書房)一九六一年一三頁。

(9) Ramon Infesta *ibidem* pag 332-333

(10) ホセ・バルタイのことは、ホセ・バルタイ『キューバ革命思想の基礎』(理論社)一九六七年、José Martí Obras Completas. Editorial de Ciencias Sociales La Habana Cuba 1975 José Martí Discursos. Editorial de Ciencias Sociales La Habana 1974 参照。キューバ革命党は一八九二年一月五日「キューバ革命党の基礎」(全文九条)、「キューバ革命党の秘密規制」(全文三条)を制定する。キューバ革命党の政治、法思想はキューバ革命史に大きな影響を与える。

(11) Ramon Infesta *ibidem* pag 338-345

(12) 刑法、民法、商法の編成は次の通り。

刑法(全文六二六条)

第一部 犯罪及び違警罪並びに犯罪人及び刑罰に関する一般規定 第一編犯罪並びに刑事責任の免責及び軽減若しくは加重について 第二編犯罪に関して責任ある者 第三編刑罰 第四編民事責任について 第五編判決が科す刑罰及び再犯による刑罰 第六編刑罰の消滅について 第二部 犯罪及び刑罰 第一編国家の対外的安全に関する罪 第二編憲法に関する罪 第三編公共の秩序に関する罪 第四編偽造 第五編埋葬についての法律の違反及び墳墓の発掘並びに公衆衛生に関する罪 第六編賭博及び富くじ 第七編官吏の公務執行上の罪 第八編人身に関する罪 第九編風俗に関する罪 第一〇編名誉に関する罪 第二編個人の民事上の身分に関する罪 第一二編自由及び安全に関する罪 第一三編財産に関する罪 第一四編 インフルエンシア・テメラリア 第一五編一般規定 第三部 違警罪及び刑罰 第一編出版及び公共の秩序に関する違警罪 第二編一般利益及び住民組織に関する違警罪 第三編人身に関する違警罪 第四編財産に関する違警罪 第五編違警罪についての共通規定 民法(全文一九七六条)

前文 法律並びに適用の効果及び一般原則 第一部 人 第一編キューバ人及び外国人 第二編出生及び死亡 第三編住所 第四編婚姻 第五編父権及び親子関係 第六編親族間の扶養 第七編親権 第八編失踪 第九編後見 第一〇編親族会議 第一一編後見の終了及び成年 第一二編戸籍原簿 第二部 財、所有権及びその変更 第一編財の分類 第二編所有権 第三編財の共有 第四編特別な所有権 第五編所有 第六編利用、使用及び居住 第七編用益権 第八編所有権登記 第三部 所有権取得の諸方法 第一編占有 第二編贈与 第三編相続 第四部 債務及び

- 契約 第一編債務 第二編契約 第三編婚姻に関する財産契約 第四編売買契約 第五編交換 第六編賃貸借契約 第七編地代 第八編組合 第九編委任 第一〇編雇用賃借 第一一編寄託 第一二編贈与存しつは實くは契約 第一三編協議及び和解 第一四編保証 第一五編担保・抵当・収用・留置契約 第一六編譲渡契約及び譲渡のよる債務 第一七編信用の競争と優先 第一八編時効
- 商法（本文九五―五九条）
- 第一編商人及商一般 第二編商の特別契約 第三編海運 第四編支店・専任・破産及び時効
- (31) Código Penal. Madrid, Centro Editorial de Gongora 1922
- (32) Código de Defensa Social. Publicación Oficial del Ministerio de Justicia Cuba 1973 pag. 9
- (33) Eloy G. Merino Brito, El Proyect de Procedimiento Penal. Revista Cubana de Derecho núm. 4 1973. Dr. Aldo Prieto Morales, Derecho Procesal Penal. Editorial Obre La Habana 1976
- (34) Dr. Rafael Pérez Lobo, Código Civil Publicaciones Cultural S.A. Habana Cuba. Daniel A. Peral Collado, El proyect del Código de Familia. Revista Cubana de Derecho núm. 8 1974. 法学博士の論文 Dr. Federico de Castro. Código civil de España. Instituto de Cultura Hispánica Madrid 1959 pag. 9-34. 著者照のり
- (35) Ley de Enjuiciamiento civil. Boletín Oficial del Estado Madrid 1969. Eloy G. Merino Brito, La Ley de Procedimiento Civil y Administrativo. Revista Cubana de Derecho núm. 7 1974.
- (36) Dr. Rafael Pérez Lobe, Código de Comercio. Publicaciones cultural S.A. La Habana Cuba 1945.
- (37) 中川和彦『ラテン・アメリカ商事法』（千倉書房）一八七三年一七頁。